

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月29日

さいたま市長 殿

提出者

住 所 さいたま市見沼区東宮下西196  
氏 名 医療法人若葉会 さいたま記念病院  
理事長 西垣 秀尊  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 048-686-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人若葉会 さいたま記念病院
事業場の所在地	埼玉県さいたま市見沼区東宮下西196
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間)

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

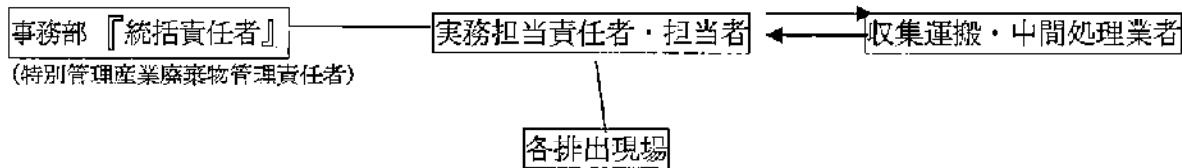
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	199床
③ 従業員数	350人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	主たる感染性廃棄物については、まずは現場スタッフが発生源から所定の場所に搬出し、次に院内回収員(業務委託)が感染性廃棄物保管場所に搬出する。以後は収集運搬業者(委託契約)へ受け渡し、中間処理場(委託契約)にて焼却処理され焼却灰となり最終処分場にて埋め立て処分する。 発生源→感染性廃棄物保管場所→収集運搬(委託)→中間処理委託

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

主として大部分を占める感染性廃棄物に重点を置いている。管理組織図には、事務部課長を総括責任者として、特別管理産業廃棄物管理責任者（届出済）を置く。更に実務担当責任者・担当者が収集運搬・中間処理業者と連携し、各現場の廃棄物の管理を行う組織図としている。教育・研修については、新入職員配属時の直接指導、ゴミ箱に分別を掲示し啓蒙、定期的にラウンドを実施し、廃棄物分別の徹底をはかっている。院内の情報公開については、感染対策委員会を通じ、各部署の委員から職員への周知や各部署に配布されている感染対策マニュアルに盛り込んだり、又院内の掲示板へ掲示することで周知徹底をしている。



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排 出 量	71.372 t	t

## ① 現状

(これまでに実施した取組)

産業廃棄物と感染性廃棄物の分別の徹底は最重要課題として取り組んでいるが、コロナ禍の現状を考えると感染予防の観点からディスポ製品が主となる為、廃棄物の量の抑制は極めて困難である。

## 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排 出 量	65 t	t

## ②計画

(今後実施する予定の取組)

廃棄物の分別は引き続き最重要課題として徹底を継続し、感染性廃棄物の抑制に努めていくがコロナ禍の状況のもと判断が厳しい状況である。

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

## (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## ①現状

全体的に説明で一般、産廃、感染性の廃棄物を分類し、更に細かく分別内容を設け且つ内容物の具体例を示し一覧にしている。又、掲示用に分別標記を作成しゴミ箱に掲示することで施設前に確認出来る体制をとっている。以上が管理体制で説明したマニュアルにも盛り込まれており、分別に関する教育・研修、情報収集についても管理体制、発生抑制と同様に分別一覧・標記を用いて各取組を行っている。

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	経済的に感染性廃棄物の分別を行う。分別内容については既に細分化されている為、更なる分別は困難を極めるが現場と定期的に相合いの場を設け、更なる現場立場での現状把握と分別の見直しを進めていく。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
(これまでに実施した取組)		
②計画	コスト面や立地条件、施設の維持管理が困難を極めることから処理施設を設ける計画は無く、感染性といった特徴もあり安全性を考え再生利用は行っていない。	
	【目標】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(今後実施する予定の取組)		
特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
(これまでに実施した取組)		
②計画	特になし	
	【目標】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(今後実施する予定の取組)		
②計画	特になし	
	【目標】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(今後実施する予定の取組)		
②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	
	0 t	

	(今後実施する予定の取組)
	特になし

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
		【前年度（令和4年度）実績】
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
① 現状	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(これまでに実施した取組)		
特になし		
		【目標】
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(今後実施する予定の取組)		
特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
		【前年度（令和4年度）実績】
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	全処理委託量	71.372 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	65.852 t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t

(これまでに実施した取組)

委託業者の選定方法については、信頼性を重視し、収集運搬業者を選定後に取引のある数社の中から更にコスト面、処分方法を考慮し処理業者の選定を行っている。委託処理状況の確認については、必ず現地確認し、報告書を作成して立入検査時に資料として提示し定期的に見直しと共に講習会時の資料や情報と比較する材料に当てている

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	65 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	62 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 収集運搬・処分委託業者の双方と情報収集並びに打合せを行い、双方にとつてよりよい内容へとしていきたい。 資源リサイクルやエネルギーリサイクル可能な委託業者の選定も行っていきたい。		
	【前年度（令和4年度）実績】		
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ボリュームウェニル類を除く。)	71.372 t	
	(今後実施する予定の取組等) 以前より電子マニフェストにて運用しており、今後も引き続き利用していく。		

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。